

監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年3月30日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 令和2年2月27日（木）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
教育部
学校教育課
 - (1) 新学校給食センター給食備品等の入札状況について（令和2年1月末時点）
 - (2) 給食費に係る実地監査の状況について（令和元年度実施分）
 - (3) 学校施設に設置した空調設備の運用状況について
 - (4) 学校給食センター再編に伴う食材料の供給について
 - (5) 税外債権に係る滞納対策状況について

こども宝課

- (1) 木津川市公立保育園民営化等実施計画の進捗状況について
- (2) 税外債権に係る滞納対策状況について

社会教育課

- (1) アスピアやましろの施設の利用に係る経費負担（山城図書館）の見直しに係る検討状況について
- (2) スポーツ推進委員報酬額の見直しに係る検討状況について
- (3) 加茂プラネタリウム館、山の家利活用に係る検討状況について

- (4) 加茂体育館の廃止に伴う今後の対応について
- (5) ふれあい文化講座（文化財保護課所管）と生きがい大学、公民館講座等（社会教育課所管）のタイアップに向けた取り組み状況について（文化財保護課共通課題）

文化財保護課

- (1) 指定等文化財修理等補助事業について
- (2) ふれあい文化講座（文化財保護課所管）と生きがい大学、公民館講座（社会教育課所管）のタイアップに向けた取り組み状況について（社会教育課共通課題）
- (3) 文化財保護課所管の公園に係る遊具の点検、修理等の管理状況について（令和2年1月末時点）

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【学校教育課】

新給食センター給食備品等の購入に係る入札についてであるが、応札者が1者あるいは2者のものが見受けられる。特に1者随契にあたっては、その理由等について、透明性や客観性を保つことが重要であることから、適正に判断し、契約を締結したことが対外的に説明出来るよう、今後も理由書等の整理に努められたい。

また、学校空調設備についてであるが、冬場の利用により燃料費の負担は増えているものの、安全面等を考慮するとそれ以上の効果が上がっていると考えられる。引き続き、空調設備運用指針に従い、電気代の節約に努められたい。

また、児童クラブ使用料についてであるが、過年度分の未納が残っているので、税外債権プロジェクトチームの指導に基づき、必要に応じて財産調査を行なう等、徴収に係る取り組みを意欲的に進められたい。

【こども宝課】

延長保育に係る利用料のうち、現金納付となるものについては、管理簿を調製し、厳正に管理するよう、各保育園に対する指導に努められたい。

また、税外債権の徴収についてであるが、過年度になると徴収することが困難になることから、現年度で徴取出来るよう、取り組みを進められたい。特に、保育料については、税外債権プロジェクトチームの指導に基づき、取り組みが進んでいることは評価出来るが、過年度分については、必要に応じて財産調査を行なう等、一層の取り組みに努められたい。

【社会教育課】

スポーツ推進委員についてであるが、委員間の出席回数に差が見受けられ、不公平感が生じており、委員会の在り方に問題があると考ええる。今後、委員の職責の重要性について十分に説明を行なった上で委嘱するよう、努められたい。

また、加茂プラネタリム館、山の家運用についてであるが、今後の施設の在り方について、引き続き検討を行なわれたい。

【文化財保護課】

今回も支出証憑の処理に誤りが見受けられることから、会計事務規則に基づき、適正な事務執行に努められたい。

なお、以下の点については、審議した結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことが出来なかった。

参考までに監査委員の見解について、以下のとおり付記する。

【社会教育課】

図書館の施設利用に係る面積按分による経費負担の見直しについて

○検討する必要があるとする見解

山城図書館と加茂図書館とでは設置している施設の利用状況が大きく異なり、負担額に大きな差がみられることから、これらの利用状況も勘案し、一律の負担割合が適正なのかどうか、再度検討すべきであると考ええる。

○検討する必要がないとする見解

面積按分による経費負担の方が明瞭であり、対外的にも説明出来ると思われる。

【社会教育課・文化財保護課共通】

ふれあい文化講座、生きがい大学、公民館講座等のタイアップについて

○検討する必要があるとする見解

それぞれの講座の位置付けが異なることは理解出来るが、同じ内容の

講座については出来る限り一緒に実施した方が相乗効果があり、経費の削減にも繋がると考える。

○検討する必要があるとする見解

それぞれの講座については、受講者の参加しやすい時期や内容に設定されており、現状では問題ないとする。